

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自衛隊法施行令の一部改正

一 自衛隊の使用する無人航空機について飛行前の確認に係る航空法第三百三十二条の八十六第一項第二号の規定並びに航空事故が発生した場合等の同法第三百三十二条の九十第二項及び第三百三十二条の九十一の規定の特例を定めること。（第四百四十九条関係）

二 自衛隊法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合において、防衛大臣が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊の使用する無人航空機については、航空法第三百三十二条の九十及び第三百三十二条の九十一の規定を適用しないものとする。こと。（第五百五十条関係）

第二 附則

この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行するものとする。こと。